

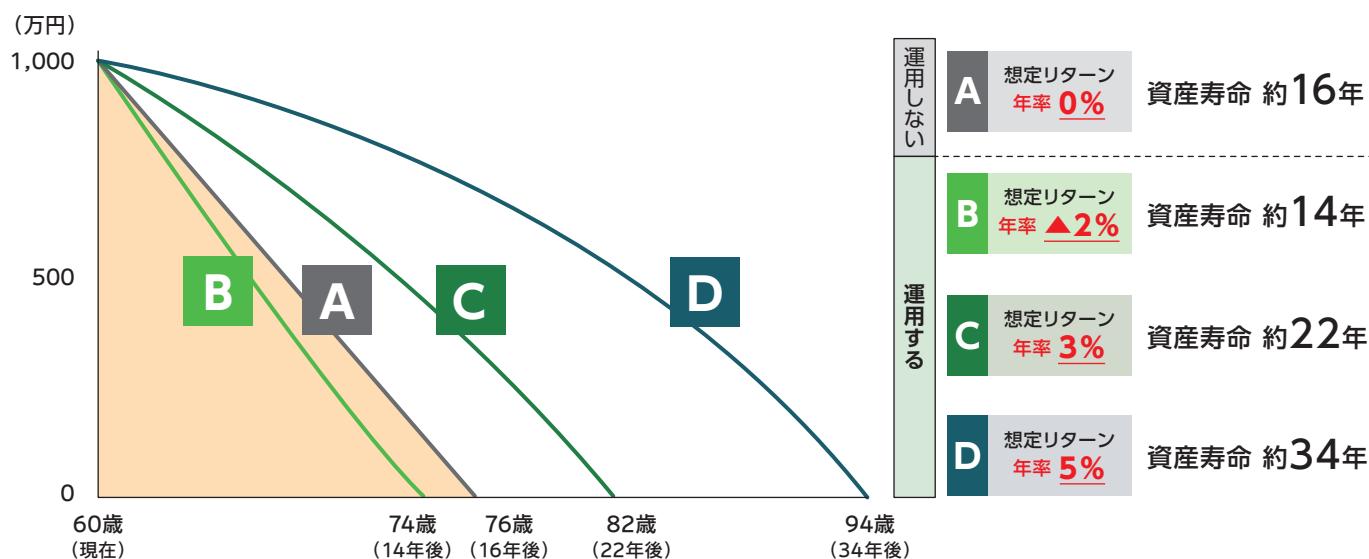
# 資産を育てながら受け取りませんか？

退職したけど  
年金だけの生活は不安。  
資産を取り崩しながら  
できるだけ資産寿命を  
延ばしたい…

育てた資産に  
働いてもらい、  
資産を増やしつつ  
定期的に受け取って  
使いたい…

資産を育てながら毎月一定額ずつ定期的に解約すると**資産寿命**はどのくらいになるのでしょうか？

資産1,000万円を毎月5万円取り崩した場合のシミュレーションです



- 資産1,000万円を毎月5万円定期解約しつつ、A～Dの想定リターンで運用して残高がゼロになるまでの推移を表したグラフです。
- グラフは参考イメージです。現実のリターンはグラフのように一定のパーセンテージで推移することなく上下に変動します。また実在するファンドの想定リターンや過去実績等は一切考慮しておらず、為替・税金・手数料等も一切考慮していません。そのため、実際の運用で平均リターンが記載の年率と一致しても、必ずしもグラフどおりの資産推移になる訳ではありませんのでご注意ください。
- 定期解約サービスを利用しても運用状況次第でグラフBのように元本割れして資産寿命が短くなる可能性がありますのでご注意ください。
- このグラフを参考にお取引したことによって生じたいかなる結果についても当行は責任を負いません。

## 投資信託定期解約サービスのご利用はいかがでしょうか？

投資信託を運用しながら一定の条件で定期的に解約し、資金を受け取れます。

NISA口座で保有しているファンドでもご利用いただけます。定期解約サービス利用にかかる手数料は無料です。



### ご相談・お申し込みは窓口へ！

最初に窓口で申し込めば、その後は自動的に指定した金額を解約するため、都度のご来店は不要です。

年金のない月だけ  
取り崩したい

解約タイミングが  
わからない

裏面も必ずご確認ください ▶

# 定期解約サービスの活用事例

年金のない月だけ取り崩したいな…

①年金の補完として  
定期解約サービスをご利用いただくと…  
解約タイミングを奇数月にすることで実現可能です



解約したあとに大きく値上がりしたら嫌だな…

②解約タイミングに迷いのある方へ  
定期解約サービスをご利用いただくと…  
解約時期を分散するため相場変動の影響を平準化できます



## 定期解約サービスの概要

取扱開始日	2026年1月5日(月)
サービス対象ファンド	ゆうちょ銀行および投資信託取扱郵便局で取り扱う、原則、すべてのファンド(インターネット専用ファンド含む)が対象です。 ※満期持ち切り型のファンド等は対象外です。
ご指定条件等	対象口座 : 特定口座、一般口座、NISA口座 金額 : 1,000円以上、1,000円単位の金額指定 解約タイミング : 毎月、偶数月、奇数月のいずれか
お申込方法	本サービスの申込書に必要事項をご記入のうえ、窓口にご提出ください。
注意事項等	<ul style="list-style-type: none"><li>未成年者口座やジュニアNISA口座ではご利用いただけません。</li><li>投資信託自動積立を設定しているファンドはご指定できません。</li><li>本サービスをご契約中でも、各解約申込日の前営業日時点で対象ファンドの残高がない場合、本サービスのご契約が自動で終了します。</li><li>ご指定の解約申込日と実際の解約入金日は保有のファンドごとに異なります。詳しくは保有ファンドの目論見書でご確認ください。</li><li>ご指定の解約申込金額は、税金計算の関係で実際の解約金の入金額と異なる場合があります。</li><li>本サービスは窓口のみのお取扱いで、インターネットからのお申込はできません。</li><li>名義人がお亡くなりになった後に非課税口座で保有するファンドが定期解約された場合、相続人に納税義務が発生する場合があります。 ゆうちょ銀行は源泉徴収しないため、相続人自身の計算で納税をお願いいたします。詳しくはお近くの税務署や税の専門家にご相談ください。</li><li>本サービスの内容については、予告なく変更・終了する可能性があります。あらかじめご了承ください。</li></ul>

## 投資信託に関する注意事項

### 投資信託に関するリスク

●投資信託は、預金・貯金ではありません。また、投資信託は、元本および利回りの保証がない商品です。●投資信託は、国内外の株式や債券等を投資対象にしますので、組み入れた株式・債券等の価格変動、為替の変動、発行者の信用状況の変化等により、損失が生じるおそれがあります。

### 投資信託に関する手数料等

●投資信託の購入、保有、解約等にあたっては各種手数料等(購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)、信託財産留保額等)がかかります。また、その他費用として、監査報酬、有価証券売買手数料、組入資産の保管費用等がかかります。これらの手数料等の合計額は、各投資信託およびその購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を表示することはできません。

### その他の注意事項

●当資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。●投資信託の申し込みにあたっては、リスクや手数料等を含む商品内容が記載された重要情報シートならびに投資信託説明書(交付目論見書)および一体となっている目論見書補完書面の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●ゆうちょ銀行各店または投資信託取扱局の窓口での申し込みに際しては、重要情報シートならびに投資信託説明書(交付目論見書)および一体となっている目論見書補完書面を、書面交付または電子交付しております。インターネットでの申し込みに際しては、投資信託説明書(交付目論見書)および一体となっている目論見書補完書面を電子交付しております。

●日本郵便株式会社は、株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けて、投資信託の申し込みの媒介(金融商品仲介行為)を行います。日本郵便株式会社は金融商品仲介行為に関して、株式会社ゆうちょ銀行の代理権を有していないとともに、お客さまから金銭もしくは有価証券をお預かりしません。

商号等 株式会社ゆうちょ銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第611号  
加入協会 日本証券業協会

日本郵便株式会社 金融商品仲介業者 関東財務局長(金仲)第325号

### NISA制度に関する注意事項

●NISA口座は、同一年において一人1口座(1金融機関等)に限られます。また、NISA口座で保有する投資信託を、異なる金融機関等に移管することはできません。  
●ゆうちょ銀行でのNISA口座の開設には、お申し込み受付後、所轄税務署の確認手続きを含め、1か月程度かかります。開設までの間にご購入いただいた投資信託は、課税扱いとなります。●ゆうちょ銀行では公募株式投資信託のみを取り扱っています。  
●NISA制度には年間投資枠と非課税保有限度額が設定されており、この範囲内でNISA口座において購入した投資信託から生じる利益(普通分配金および売却益)が非課税となります。●短期間の売買や、高い頻度で支払われる分配金を再投資する等の投資手法は、年間投資枠と非課税保有限度額をその都度消費することになるため、NISA制度に適していません。●NISA口座における損失は税務上ないものとされ、ほかの口座との損益通算はできません。●投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できません。  
●基準経過日(NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)におけるNISA口座名義人様の氏名および住所について確認を求める際に、確認期間(基準経過日から1年を経過する日までの間)内に当該確認ができない場合は、新たにNISA口座への投資信託の受け入れができなくなります。

### 【つみたて投資枠に関する注意事項】

●つみたて投資枠では、積立契約に基づき、定期的かつ継続的な方法により投資信託の購入が行われます。●つみたて投資枠で購入可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。●つみたて投資枠では、投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知します。

### 【成長投資枠に関する注意事項】

●成長投資枠で購入可能な商品は、NISA制度の目的(安定的な資産形成)に適したものに限られるため、信託期間20年末満の投資信託等またはデリバティブ取引を用いた投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等は対象外です。

## 投資信託のしくみ、取扱商品に関するお問い合わせはこちらへ

ゆうちょ銀行の商品・サービスについては、以下のURLまたは二次元コードから「ゆうちょ銀行Webサイト」をご覧ください。

ゆうちょ銀行Webサイト <https://www.jp-bank.japanpost.jp/>



株式会社ゆうちょ銀行  
投資信託コールセンター

0800-800-4104 (通話料無料)

\*ご利用の際は、発信者番号を通知してください。

(電話機が非通知設定の方は、上記の電話番号の最初に186をつけてお掛けください)

<受付時間>9:00~18:00 (土・日・休日・12月31日~1月3日を除く)

投資信託コールセンターを通じたお取引にはお手元にご用意いただく書類等がございますので、

事前にご問い合わせください。

\*携帯電話等からも、通話料無料でご利用いただけます。※IP電話等、一部ご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先